

〔第7章〕 高齢者の尊厳を保持するための環境づくり

第1項 高齢者の人権確立と権利擁護

誰もが長寿を喜びあえる心豊かな社会を築いていくためには、長寿社会への対応を県民共通の課題としてとらえ、高齢者に対する理解を深めることが大切です。地域包括ケアを推進するうえでも、その土台には高齢者の人権確立と権利擁護の視点を据える必要があります。

高齢者も含め、すべての人の人権が尊重される社会づくりに継続的に取り組んでいくとともに、権利擁護の基盤として、成年後見制度などの活用をめざした取組を進めます。

1. 高齢社会に関する県民の意識の高揚

本県では、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、「和歌山県人権施策基本方針」を、また人権教育を総合的かつ効果的に推進するために「和歌山県人権教育基本方針」を策定しました。これらの基本方針をふまえ、高齢者の人権についての理解を深めるための教育・啓発を推進しています。

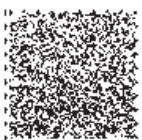
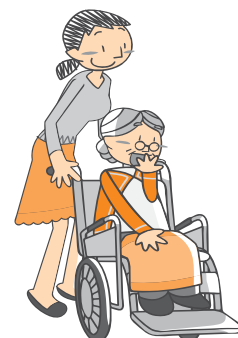
◎ 人権啓発の推進

すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるためには、県民一人ひとりが人権について理解を深めるとともに、人権に関する問題を自らの問題としてとらえ、その解決に向けて取り組むことが重要です。

県では、人権教育・啓発活動の拠点としての財団法人和歌山県人権啓発センターに委託するなどして、人権に関する情報の発信、公開講座やセミナーの開催、講師の派遣、啓発パンフレットの作成などの取組を推進しています。

また、企業・NPOなどの団体と「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結して、協働して高齢者の人権をはじめとする人権啓発活動に取り組んでいます。さらに高齢者自身の人権意識を高めるため、地域の老人クラブリーダー等を対象に人権・同和学習活動への取組を推進します。

一方、市町村の人権啓発に対する取組を支援するため、市町村および市町村ネットワークが実施する講演会・学習会等の開催、リーダー養成事業、啓発資材作成・配布事業に対して助成を行っています。



◎ 人権教育と福祉学習

人権教育については、広く県民を対象とした研修会等を開催するとともに、「高齢者の人権」などをテーマとした人権教育資料および学習教材を作成します。また、人権教育が推進されるよう市町村等を支援します。学校教育においては、人権教育の指導方法の改善・充実を図るため、委員会等を開催し、「高齢者の人権」などの資料集を作成する等、情報提供に努めます。また、教員の資質向上を図るための研修会を開催するとともに人権教育上の課題の解決に向けた効果的な取り組みが推進されるよう、学校訪問指導を実施します。

福祉学習については、児童生徒が高齢者と交流し、相互理解を深める機会を通じて、福祉の心を持つ人格形成をめざします。また、福祉系高等学校では、介護福祉士の養成に取り組みます。

2. 福祉サービス利用援助

◎ 日常生活自立支援

判断能力が十分でない高齢者の方、知的障害や精神障害のある日常生活に不安のある方の権利を擁護するため、和歌山県社会福祉協議会および市町村社会福祉協議会と協働により、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続に関する援助、日常的金融管理および書類などの預かりサービスを行い、地域で安心して自立生活が送れるよう支援しています。この支援へのニーズは年々増加しており、今後も社会福祉協議会と連携のもと、サービスの充実に努めます。

3. 成年後見制度利用支援、市民後見制度の普及

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、判断能力が不十分な高齢者の方の権利擁護を図るため、成年後見制度の活用に向けた体制の充実に推進します。

市町村、地域包括支援センターなど関係者への成年後見制度の周知を図り、身寄りのない認知症高齢者の方などに係る市町村長申立を促進するとともに、成年後見の申立経費や成年後見人などへの報酬に係る市町村助成の普及に努めます。

また、第三者後見人の不足が予想される中、身寄りや資力がない高齢者の方などの成年後見を円滑に進めるため、市町村における市民後見人の育成や登録などの取組を促進するとともに、市町村社会福祉協議会などが法人として後見を担うことができる体制整備に努めます。



4. 高齢者権利擁護推進

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にともない「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止など的高齢者の権利擁護のための取組を推進します。

市町村・地域包括支援センターなどの職員を対象に、虐待防止に関する研修会の開催や対応が困難な事例についての検討会を実施し、市町村職員の高齢者虐待への対応力の向上を図り、市町村の虐待防止ネットワークの構築等を進めていきます。

また、市町村・地域包括支援センター等の職員を対象にした高齢者虐待の困難事例への対応や虐待防止ネットワークの構築、成年後見制度の手続等に係る種々の相談に対応するために弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した相談窓口を設置し、適切な助言および支援を行うことにより、高齢者の権利擁護を推進します。

さらに、介護施設等の管理者に対しては、普段から「不適切なケア」の発見に努めるよう指導するとともに、早期に虐待の芽を摘むための職場研修や自己点検等の推進を支援します。

また、介護施設従事者等に対しては、高齢者虐待防止法の趣旨の徹底や利用者に対する身体拘束の廃止など権利擁護の視点に立ったケアの習得をめざした研修を実施します。

◎ 高齢者虐待防止

高齢者虐待につながりやすい状況としては、介護負担による心身のストレス、病気等への不十分な理解、経済的な問題、介護者の心身状態など、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡みあって起こると考えられています。

高齢者虐待の発生を予防するためには、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持つことにより、虐待を発生させない支えあえる環境づくりを地域全体で進めることが必要です。

高齢者を介護する家族に過重な介護負担が集中することがないように、在宅サービスの利用を促進するとともに、介護家族が適切な介護知識・技術を習得するため、市町村が開催する家族介護教室の支援に努めます。

また、高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であるということを広く住民にも理解してもらうとともに、高齢者や家族が地域社会から孤立しないような地域における見守りを行う等、さまざまな地域における関係者のネットワークの充実強化を推進します。



5. 低所得者対策の推進

低所得で生計が困難な方に対しては、利用者負担や施設サービス利用者の居住費、食費の自己負担額の軽減および免除など、さまざまな制度があります。

介護サービス等を利用する際に、利用者負担を軽減すれば生活保護支給に至らない方には、より低い基準等を適用する制度もあります。

また、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度については、すべての社会福祉法人が実施するように働きかけを行い、誰もが必要な介護サービスを必要に応じて利用できるよう、利用者負担軽減制度等の普及啓発を進めます。

保険料率は、標準的には6段階設定ですが、低所得者への配慮等特別な必要があるときは市町村の判断により7段階以上の保険料を設定することができます。第4次介護保険事業計画では、11市町村が7段階以上の設定を行っています。

さらに、第4次計画からの保険料第4段階の保険料率弾力的設定に加えて、第5次計画からは保険料第3段階においても、市町村の判断でその基準額に乗じる保険料率を軽減できることとなり、高齢者の負担能力に応じた、よりきめ細かな段階数および保険料率を設定できるようになりました。

6. 高齢者の人権を尊重したサービスの推進

◎ 介護従事者への人権意識の高揚

高齢者福祉施設や介護サービス提供事業所で働く人たちは、専門的な知識や技術に加えて高齢者の人権を尊重する意識が不可欠です。職場の管理者は、高齢者の人権尊重や虐待防止、プライバシーの保護に関する研修機会を積極的に設け、介護従事者の人権に対する意識をより一層高めていくことが重要です。

研修にあたっては、研修マニュアルを作成し、職場内の人権研修を通じて人権とプライバシーの保護に万全を期すよう指導します。加えて、各職場における主体的な取組を促進するため、福祉現場におけるさまざまな人権問題について学習する機会を提供し、職場における計画的・継続的な研修実施を支援します。

また、認定調査員やケアプラン作成従事者は、高齢者の多様な実態や個人のプライバシーに深く関わることもあるため、調査対象者や介護家族などの人権に十分配慮する必要があります。従来実施している当該従事者に対する人権意識の高揚を図る研修が、より充実したものとなるよう取り組みます。

さらに、高齢者のみの世帯や文字の読み書きの不自由な方、障害者など、個々の実態に配慮する必要があります。資料の作成・配布にあたっては拡大文字やルビの使用、必要に応じて手話通訳者の同行や介護者の同席などの配慮について指導していきます。



◎ 人権に配慮した介護施設等の整備

生活の場である介護保険施設では、個人の自立した日常生活を支援するために、より質の高いサービスを提供していく必要があります。

そのため、4人部屋を主体とした集団処遇型のケアから、より一層生活機能を高め、プライバシーにも配慮した個室・ユニットケアによる個人の暮らしや個性を重視したケアへの転換を図り、要介護度が高い高齢者の方に対応できる個室・ユニットケアを備えた特別養護老人ホーム等の整備を進めます。

また、在宅に近い場所で介護機能を高める認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、介護や機能訓練を行う有料老人ホーム、軽費老人ホーム等（特定施設入居者生活介護指定施設）についてもあわせて整備を進めます。

第2項 介護家族への支援

高齢者の権利を守り、地域包括ケアの基盤を築いていくためには、高齢者本人へのケアとともに、介護する家族へのケアも重要となります。高齢者意向調査等においても、多くの家族介護者が、身体的・精神的負担や、生活の不安などを感じていることが報告されています。

高齢者を介護する家族が、過重な負担を強いられることのないよう在宅サービスの利用を促進するとともに、家族介護者のために市町村や地域包括支援センター等が実施する家族介護教室等や、家族介護者支援事業（レスパイト*事業など）に対して支援していく必要があります。

◎ サービス基盤の整備とサービスの確保

高齢者が短期間入所できるショートステイの整備を進めるとともに、自宅の近所で高齢者となじみの関係を構築しながら、通いを中心に訪問、泊まりの3つのサービスが提供できる小規模多機能型居宅介護や、認知症高齢者を対象としたデイサービスなどの整備に取り組み、家族介護者のレスパイト環境を整備します。

また、自宅の近隣におけるサービス付き高齢者向け住宅などへの入居と併せて、24時間定期巡回・随時訪問介護看護サービスや複合型サービス等の新しいサービスの利用を普及させることにより、高齢者と家族の絆を保ちながら、家族の負担軽減を図ります。

過疎地においては、市町村に対して介護保険の基準を緩和し、参入が可能な基準該当サービスの導入検討を促し、介護家族の支援やサービスの確保を図ります。

◎ 地域で支える環境づくり

家族介護者が適切な介護知識や技術を習得するための家族介護教室事業や、紙おむつ・家族介護慰労金等の支給事業を実施する市町村を支援していきます。

また、市町村がICT*を活用した高齢者の相談や状態把握、緊急通報ができるシステムの導入を図ることは、家族の負担軽減につながりますが、それらのシステムを維持・継続していくためには地域の協力が不可欠となることから、地域全体で助けあい、支えあえる環境づくりを進めます。



第3項

地域資源の活用

地域福祉の中核的な役割を担っている隣保館を活用し、地域の高齢者とその家族が福祉保健サービスに関わる情報を得て利用手続きも容易にできるよう、身近な行政の第一線の機関として、また地域に開かれたコミュニティセンターとして情報提供・相談体制の充実を図るとともに、高齢者の望む住み慣れた地域での生活を支えるため、介護予防や生きがい活動を支援します。

第4項

サービスの質の確保と向上

地域包括ケアの推進にあたっては、その基盤であるサービスにおいて、質を確保していくことが重要です。サービスの質の確保・向上において、まず重要なのは人材ですが、その他にも、サービスの評価や相談対応、適正化などを通じてサービスをチェックし、よりよいサービスにつなげていく体制をつくる必要があります。

介護サービスの情報公開、評価や相談・苦情処理、適正化、介護支援専門員への支援等を通じて、よりよいサービスが提供されるように基盤整備を進めます。

1. 介護サービス情報の公表と介護・福祉サービスの評価

◎ 介護サービス情報公表制度

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位、高齢者の自立支援、利用者による選択」を現実のサービス利用場面において実現するしくみであり、事業者は、自ら提供する介護サービスの内容や運営状況等に関する情報を公表することが義務づけられています。事業者から報告のあった情報は、社団法人シルバーサービス振興会のホームページで公表しています。

◎ 地域密着型サービス外部評価制度

「地域密着型サービス外部評価」制度は、地域密着型サービスの質の確保と向上を図るため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護事業所を対象として外部評価を実施し、利用者の選択に役立てられるよう、評価結果を独立行政法人福祉医療機構のホームページWAMNET（ワムネット）で公表しています。

◎ 福祉サービス第三者評価制度

「福祉サービス第三者評価」制度は、自主的に第三者の評価を受けるもので、福祉サービスの質の向上と利用者への福祉サービス情報の提供を行っており、評価結果を社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会のホームページで公表しています。

いずれの制度も、サービスの質の向上を図るものであり、利用者の視点に立った制度として、引き続き取組を推進します。



2. 介護支援専門員の活動支援

◎ 介護支援専門員の役割

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、要介護者や家族の相談に応じ、専門的知識に基づき、希望や心身の状況から適切なサービスを提案し、ケアプラン（介護サービス計画）の原案作成を行い、市町村や介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行うなど介護保険制度の中で重要な役割を担っています。

地域包括ケアの推進にあたり、その役割はさらに重要になると考えられ、体系的な研修実施による専門性の一層の向上を図ります。特に、他の福祉・医療・保健サービス提供者との連絡調整や、地域におけるインフォーマルサービスの情報収集などにより、利用者の必要な時期に、必要なサービスを迅速に提供していくことが大切であり、医療等との連携における必要な業務知識、技術や多様なノウハウの修得ができるよう計画的に研修を実施します。

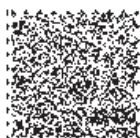
3. 要介護認定の円滑な実施

要介護認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平、公正に認定が行われる必要があります。調査員、介護認定審査会委員、主治医を対象とした研修を、関係機関と連携して実施します。

4. 住民に関われた介護保険事業の実施

介護保険サービスならびに介護保険料について、住民の方への説明と理解を得るために、介護保険事業計画の策定に先立ち保険者が高齢者実態調査などを実施し、介護サービスなどのニーズを把握し、計画に反映するように努めます。また、被保険者の意見を反映するように、計画策定委員会の委員の一部を公募その他の適切な方法により選定するように努めます。委員会は原則公開とし、計画策定途上においてパブリックコメントなどを実施するなど広く住民から計画の内容についての意見を募集します。

介護保険制度についての理解は進んでいますが、個々の介護サービス等については、十分にサービス内容が知られていないなどの現状もあり、引き続き広報啓発等を通じた周知を図ります。また、介護保険事業の透明性を確保するために、引き続き介護保険事業に関する情報の公表などを進めます。



5. 介護給付等に関する適正化

◎ 和歌山県介護給付適正化計画

介護保険サービス受給者の増加にともない、介護給付費も増加し、ひいては介護保険料の上昇が大きな課題となっています。高齢化の進展にともない、今後も給付費の増大が予測される中、給付の適正化がますます重要となります。

本県では、県および市町村が重点的に取り組む適正化事業および目標を「和歌山県介護給付適正化計画」で示しています。市町村との連携のもと、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化、事業所のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化等、各種事業を計画的に展開します。

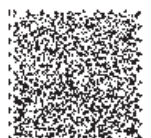
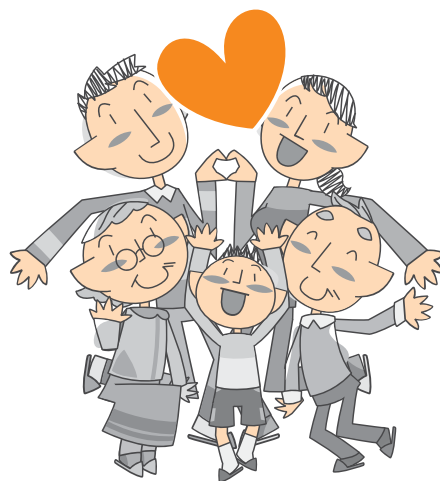
6. 相談体制の充実と福祉サービス等の苦情解決体制

◎ 相談と苦情解決体制

介護・福祉サービスについては、サービス提供事業者は、常に利用者などからの苦情の適切な解決に努めることとされています。サービス利用に関する苦情は、基本的には事業者と利用者との当事者間で解決が図られることが望めます。しかしながら、当事者間での解決が難しい場合、福祉サービス全般については、和歌山県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」により、介護保険サービスについては、和歌山県国民健康保険団体連合会に設置された「苦情処理委員会」により苦情の解決に対応します。

また、地域の身近なところで相談に対応できるように、市町村と連携し、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会、隣保館など身近な相談窓口の充実を図ります。

介護サービスなどに関する相談や苦情処理を円滑に行うため、市町村、県、和歌山県国民健康保険団体連合会などの団体・機関による機能分担や連携を図り、総合的な相談、苦情処理体制を整備します。



7. 指導監査等の実施

介護保険制度は、事業者間での公平な競争のもとに、サービスの質の向上を促進し、要介護者などへの適切なサービス提供を確保することをめざしています。

介護保険サービスに関する不適正な事業者を是正していくことは、利用者の権利保護を確保するとともに、介護保険制度に対する大きな信頼を得ていくこととなります。

さらに、適正な介護保険サービスを提供している介護事業所のモチベーションを上げ、より一層、介護保険制度を適正かつ円滑に運営していくことにもつながります。

◎ サービス提供事業者の調査・指導

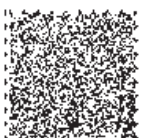
サービス提供事業者が、人員基準・設備基準・運営基準などに照らして事業を適正に運営しているか必要な調査や指導を実施し、サービスの質の維持や向上を図ります。

和歌山市内の居宅介護サービス事業所の指定や指導・監査等については、和歌山市で実施することとなっていることから、県内で統一した基準による指導・監査を実施します。

和歌山市以外の市町村が指定や指導・監査等を実施する地域密着型サービスを含め、各市町村と共同・連携して、より効果的な介護事業所の指導・監査等に取り組みます。

是正や改善すべき事項がある場合、なかでも悪質な違反事例や利用者への権利侵害については、利用者の権利擁護の観点から、事業所指定の取消を含め、厳正に対処します。

また、事業者は、運営規定により職員の資質の向上を図るための研修を実施することが義務づけられています。採用時の研修や実務者研修などについて、事業者への必要な指導助言を実施し、職員の資質の向上に努めます。



地域包括ケアシステムを構築していくうえで、それを支える人材の確保・育成がたいへん重要になります。システムも、それを担う人材がいなければ、機能することができません。サービス人材を確保し、育成していくための多面的な取組を推進します。

1. 人材の育成、人材の確保ならびに資質の向上

質の高い介護サービスを提供していくためには、サービスを担う多様な人材を確保し、育成していくことが必要です。近年、福祉分野の職場は若い世代を中心に離職率が高く、育成した人材が定着しないなど、さまざまな課題を抱えています。今後、高齢者の増加とともにサービス人材が一層必要となることが予測されている一方、十分な人材を確保できないことが懸念されています。人材の確保に向けた総合的な取組が必要です。

◎ 人材の確保とスキルアップ

介護分野に就職を希望する方に対して、介護現場で働きながらホームヘルパー2級や介護福祉士の資格を取得するトライアル雇用*の機会を提供することにより、円滑な就業・定着を支援する事業を実施します。

高校生に対しては、介護の仕事への理解や関心を深めるため、関係団体や教育委員会及び介護福祉士養成施設と連携し、啓発や各種事業の展開を積極的に行います。

和歌山県社会福祉協議会の和歌山県福祉保健研修人材センターにおいて、福祉職場への人材を確保するため、福祉の就職フェア・福祉のしごと相談、福祉職場体験実習などを実施するとともに、求人と求職を結びつけるための情報誌の発行や無料職業紹介を行います。その他、福祉事業従事者を対象としたスキルアップ講習会を開催し、その資質向上を図ります。

介護サービス従事者の働きやすい職場環境づくりに向けて、介護労働安定センターと和歌山労働局と連携し、雇用管理の改善のための各種研修・講習会の周知を図るとともに、労働関係法令に対する事業者の理解を深めるための取組を進めていきます。

また、保健・医療・福祉の専門職が相互に連携促進することにより、適切なサービスを提供することが求められており、とりわけ平成24年度から制度化される介護職員のたん吸引等の行為については、必要なケアをより安全に提供するために、医師、看護師等の関係者による連携体制を確保している特別養護老人ホームや訪問介護事業所等に従事する介護福祉士や看護師の養成に取り組みます。

退職した専門資格を有する人材の再就職や、外国人のサービス人材確保にも積極的に取り組み、派遣する国の医療機関や教育機関などと連携を図り、外国人の介護・看護の人材育成や資質向上に取り組みむとともに、多様な国からの人材確保の多様な手法を研究し、本県における取組の展開を図ります。



2. 専門職の資質の向上

サービスに携わる専門職は、専門的な知識・技術の修得に加えてサービス利用者のプライバシーの保護や高い倫理性が要求される職業です。そのため、和歌山県社会福祉協議会、和歌山県介護普及センター、和歌山県地域介護普及センターなどとともに訪問介護員や施設の介護職員、保健師など各職種に対する研修事業を実施し、資質の向上に取り組みます。

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員は、要介護者等が自立した生活を営むために必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものであって、地域包括ケアシステムを構築するうえで非常に重要な役割を果たします。そのため、一定の実務経験を有する者を対象に試験を実施し、その合格者に対し、人権尊重、公平・中立性および個人情報の保護等の基本倫理や介護サービス計画の作成など介護支援専門員として必要な知識および技術を修得させることを目的とした実務研修を実施し、質の高い人材を養成しています。

実務研修修了後においても、実務から遠ざかっている者等が実務に就く場合の再研修、資格更新時の研修、専門性を高めるための現任研修や包括的・継続的ケアマネジメントを担う介護支援専門員を養成するための研修を実施します。特に今後、介護と医療の連携を図るうえでも、研修においては医療依存度の高い利用者やターミナルケア*に対応できる知識や主治医・医療職との連携方法等を研修科目に取り入れるなど、研修の充実に努めます。

② 訪問介護員（ホームヘルパー）

訪問介護員は、要介護者または要支援者が可能な限り居宅において、自身の持つ能力に応じた自立生活を営むことができるように、身体介護や家事などの日常生活の援助等を行う職種であり、地域包括ケアシステムにおいて介護サービスの主要な担い手です。

訪問介護員の養成研修については、県が指定した養成研修事業者などで実施しており、今後も、訪問介護員の資質向上を図るため、養成研修事業者に対して助言・指導を行うとともに、より質の高い訪問介護員養成のため、養成研修事業所の講師を対象とした研修会の実施に取り組みます。

③ 医師、歯科医師

地域包括ケアシステムを構築するためには、プライマリ・ケア（初期診断における総合的な診断と治療）を担う、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の役割はいっそう重要になるものと考えられます。

医師、歯科医師は、医科、歯科における予防と治療の連携、情報の共有、共同研究等を実践するなど、協力して高齢者の歯と口腔の健康づくりに努めます。

特に、自宅や地域で生活している要介護者にとっては、容体急変時の不安があり、そういった不安を軽減していくためにも、地域の医療や介護に携わる多くの職種が協力する中で、「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」の機能を有する医療機関の地域連携室などを中心に、医療と介護の連携を深めるとともに、自宅や老人福祉設等での看取りへの対応など、在宅医療や地域医療での役割をふまえた資質向上に努めます。



④ 薬剤師

和歌山県保健医療計画に基づいて、薬剤師は、医師、看護師と協力しながら責任を持って地域医療にあたるとともに、在宅医療への参加および「かかりつけ薬局」の定着をめざします。

特に、地域包括ケアシステムにおいては、薬剤師の訪問による服薬の状況把握や服薬の支援、医薬材料の供給・管理等による在宅医療・在宅介護への参加が重要です。

また、服薬支援・患者支援で把握した要介護者の情報を、医師や歯科医師に伝えるとともに、訪問看護師やケアマネジャーとの情報共有を行う他、多様な研修を実施するなどの資質の向上に努めます。

⑤ 看護職員

看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）は、専門的な知識や技術を用いて幅広く看護や保健指導などを行う職種で、今後、一層需要が高まると予想されることから、「養成、確保、就業促進、離職防止、資質向上」を柱として確保対策に努めます。

地域包括ケアシステムにおいて、看護職員の果たす役割はさらに大きくなると考えられ、特に、訪問看護師については、医療が必要な重度の要介護者が安心して在宅生活を送ることができるよう、他職種との協働による退院調整支援や、在宅ターミナルケアへの対応等、幅広い地域に密着した看護活動を実施していきます。

⑥ 保健師

保健師は、専門知識と技術を用いて、人々の健康に関する相談・助言・指導を行う職種です。介護保険制度を持続的に運営するためには、要介護度が軽度のときから、介護予防の大切さを普及啓発する必要があり、その中心となる保健師の役割は、今後ますます大きくなると考えられます。

特に、地域包括支援センターに配置された保健師は、介護予防のマネジメントを行うとともに、保健分野に配属されている保健師と連携を図りながら、地域における健康教室や訪問活動などを通じて、住民の介護予防・健康保持を図ります。

⑦ 介護福祉士

介護福祉士は、専門的な知識や技術を用いて、高齢者の身体上の介護や介護が必要な方やその介護者に対して指導を行う職種です。近年、指定介護老人福祉施設や介護老人保健施設などにおいて、介護福祉士の資格取得者に対する需要が高まってきており、必要な人材の確保に努めます。

福祉系高等学校では、福祉や介護の知識・技術を習得するとともに、専門教育を通じて介護福祉士の受験資格の取得をめざします。

特に、地域包括ケアシステムの構築のためには、よりいっそう介護職員の質の向上を図ることが重要であり、介護福祉士は、今後、施設系および訪問系サービスの人材の中で、その中核となっていく役割を担っています。

そういった中で、介護職によるたんの吸引などの医療行為が一部可能となったことをふまえ、医療分野における研修の充実を図ります。



⑧ 社会福祉士

社会福祉士は、専門知識と技術を用いて、身体上・精神上などの理由により、日常生活を営むうえでさまざまな困難を抱えている人に対して、福祉に関する相談、助言ならびに指導その他必要な援助を行う職種です。

特に、地域包括支援センターに配置された社会福祉士は、高齢者への相談業務や権利擁護を図るための中心的存在として、その果たす役割は非常に大きく、さらに、地域福祉におけるネットワークの構築や調整に取り組むことが期待されています。

また、指定介護老人福祉施設などの生活相談員、医療機関のソーシャルワーカーなどでの需要が高まっており、必要な人材の確保に努めます。

⑨ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士は、身体に障害のある方、または障害の発生が予測される方に対し、その基本的動作能力の回復や心身の機能の維持・向上を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、光線、徒手的操作（マッサージ他）、温熱、水治その他の物理的手段を加えることを業務とする職種です。

作業療法士は、作業療法（身体または精神に障害のある方に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るための作業を行わせること）を行う職種です。

言語聴覚士は、脳や喉等の障害により言葉を発することができない失語症や、口腔内の障害により物を飲み込むことができない（嚥下障害）、言葉や音が聞こえにくい難聴などの症状を持つ、高齢者から幼児まで言語や聴覚に関する障害を抱えるすべての人に対して検査、原因の調査、リハビリテーション等を行う職種です。

地域包括ケアシステム構築のため、患者や要介護者について、入院中から施設・在宅までに至るリハビリテーションを切れ目なく提供されることが、要介護者の介護度の維持・改善を図るために非常に重要です。そのため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、医師や看護師、ケアマネジャーやホームヘルパー等とともに、高齢者の心身や生活の情報を共有し、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの適切な提供をしていくことが大切です。

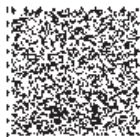
今後も、高齢化の進展や疾病構造の変化による介護・福祉分野のニーズを参酌しつつ、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の需要について検討し、必要な人材の確保に努めます。

⑩ 歯科衛生士

歯科衛生士は、専門的な知識や技術を用いて、口腔ケアや口腔リハビリに関する相談や指導を行う職種です。

歯科衛生士は、介護施設や介護予防通所介護・通所リハビリテーション等において、利用者の口腔機能の維持・向上サービスを提供しており、さらに、地域包括ケアシステムの構築のためには、歯科医師とともに、在宅訪問歯科や介護予防の普及を図っていくことが必要です。

このように、口腔ケアの重要性は高まっており、歯科衛生士の役割は今後一層大きくなるものと考えられるため、養成施設や歯科衛生士会との連携に努めます。



⑪ 栄養士

栄養士は、「食」についての専門的な知識を持ち、人々の健康を支援する職種です。福祉施設の入所者や地域住民の疾病予防および健康の保持・増進を図るため、福祉施設に勤務する栄養士や地域保健で活動する在宅栄養士を対象に、知識および技術の習得・向上を図るための研修会を実施します。

施設においては、入所者の適正な「栄養ケア」が提供できるよう栄養士などのスキルアップを図るとともに、地域保健において、高齢者への疾病予防対策（栄養・運動等）の推進を図ります。

第6項

高齢者福祉保健行政等の体制構築・連携

◎ 行政の機能分担

高齢者の尊厳が保持され、誰もが長寿を喜びあえる社会を構築するために、県と市町村が機能分担を図りながら、密接な連携のもとに高齢者福祉保健の総合的な推進に取り組みます。

県においては、広域的な観点からの施設基盤の整備や人材の養成確保、情報ネットワークの構築に取り組むとともに、市町村の主体性と独自性が充分発揮できるように支援を行います。

また、行政だけではなく民間企業や県民一人ひとりがそれぞれの立場から長寿社会づくりに参画するという社会意識を高め、住民の自主的な取り組みや団体活動の促進を図ります。

◎ 関係機関の連携

急速な高齢化の進展にともない、高齢者の介護・福祉・医療・保健に関するニーズは多様化し、高度化しています。このようなニーズをふまえ、地域包括ケアを効果的に構築していくためには、介護・福祉・医療・保健の各種サービスを個別に提供するのではなく、関係機関が連携して地域づくりを進める必要があります。

市町村をはじめ関係機関との連携のもとで、各地域の特性を活かした地域包括ケアシステムの構築を促進していくため、市町村等へのきめ細かな支援をめざした行政体制の構築と連携強化を進めます。

平成24年度から居宅介護サービス事業所の指導・監査権限を持つ和歌山市をはじめ、他の市町村とも連携して、指導・監査を実施します。

また、新たに創設される定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等については、市町村と連携を図りながら、地域のニーズに応じた介護サービスの育成に取り組みます。

